

健生発 0828 第 7 号
7 輸国第 1961 号
令和 7 年 8 月 28 日

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からブラジル向けに輸出する水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 BR-S1「ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、ブラジル向け二枚貝の衛生証明書の発行要件を追加するなど、下記のとおり取扱要綱の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく願います。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 主な改正内容

ブラジル向け二枚貝の衛生証明書の発行要件について、EU向け二枚貝の生産海域として指定された海域で採捕され、所定の基準を満たすものであることを追加するとともに、これに伴い、衛生証明書発行申請書に、原料二枚貝が採捕されたEU向け二枚貝の生産海域認定番号の記載欄を追加する等の改正を行った。

また、衛生証明書の発行申請にあたって、6製品以上の申請が可能となるよう、別紙様式6-2を追加し、別添7の衛生証明書の記載方法を改正した。

2 その他

「ブラジル向け輸出二枚貝への対応について」（令和6年7月16日付健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）は本通知をもって廃止する。